

令和7年度

事業概要



梨の田紋羽病防除方法の実演会



食育活動交換会



手賀排水機場

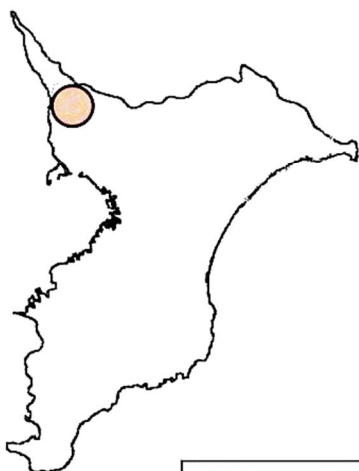


東葛・北総地域新規いちご生産者研修会

千葉県農林水産部
東葛飾農業事務所

管内図

位置図



東葛飾農業事務所の管内は、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市の9市となっています。

なお、地域整備課及び指導管理課については、船橋市を除き、印西市及び白井市の一部（国営手賀沼干拓土地改良事業区域に限る）を含みます。

-  東葛飾農業事務所管内
-  指導管理課・地域整備課管内



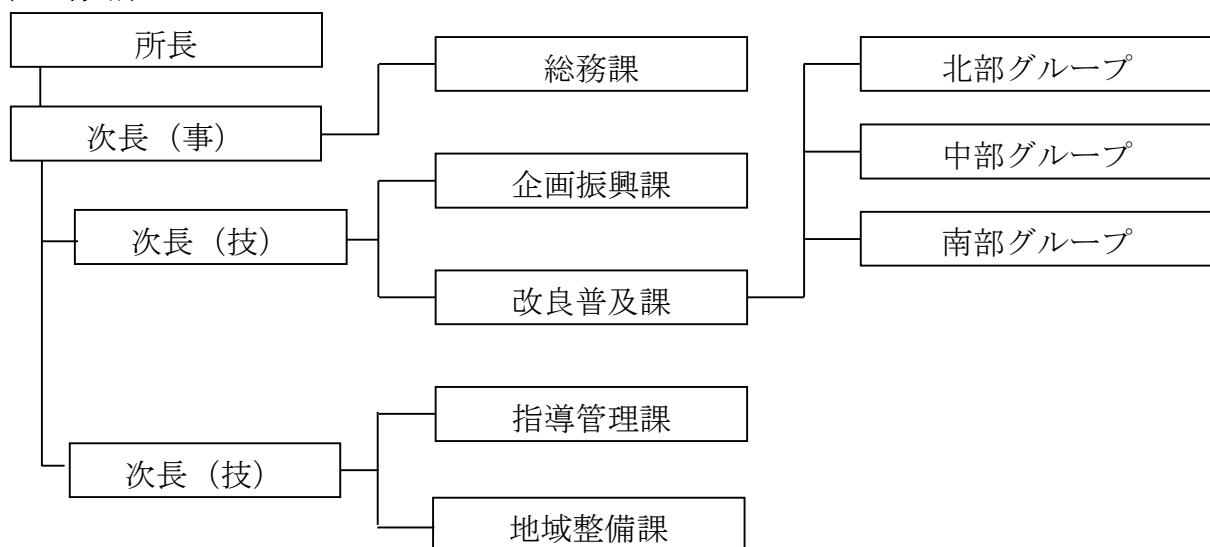
目次

1 東葛飾農業事務所の組織.....	1
(1) 機構.....	1
(2) 職員配置.....	1
(3) 業務概要.....	2
(4) 業務内容.....	3
2 地域の概要.....	4
(1) 耕地面積.....	5
(2) 農家戸数.....	5
(3) 農業従事者.....	5
(4) 管内の基盤整備状況.....	5
3 事業概要.....	6
(1) 企画振興課.....	6
(2) 改良普及課.....	1 5
(3) 指導管理課.....	1 7
(4) 地域整備課.....	1 9
【参考】振興方針の目標.....	2 0

1 東葛飾農業事務所の組織

令和7年4月1日現在

(1) 機構



(2) 職員配置

機関名		事務職員	技術職員	その他職員	計
所 長			1		1
次 長		1	2		3
総 務 課		3 [1]			3 [1]
企画振興課		2	8		1 0
改良普及課	課 長		1		1
	主席普及指導員		1		1
	北部グループ		7		7
	中部グループ		7		7
	南部グループ		6		6
	小 計		2 2		2 2
指導管理課		1	3		4
地域整備課			5		5
計		7 [1]	4 1		4 8 [1]

注：[]書は事務取扱（外数）

(3) 業務概要

担当課	業務概要
総務課	1. 人事、服務 2. 予算管理、庶務 3. 入札、契約
企画振興課	1. 地域農林業振興施策の企画立案 2. 農産物の消費拡大・流通対策 3. 農地の保全確保・農地転用許可 4. 農業制度金融 5. 園芸・農産・畜産の生産振興対策 6. 農山漁村活性化の推進
改良普及課	1. 経営指導・相談 2. 農業生産技術・知識の普及 3. 産地育成、集落営農の推進 4. 新規就農の促進 5. 農村女性活動の促進
北部グループ	野田市・柏市・我孫子市
中部グループ	松戸市・流山市・鎌ヶ谷市
南部グループ	市川市・船橋市
指導管理課	1. 国営土地改良事業及び関連事業に関すること 2. 新規事業希望地区の調査・支援 3. 団体営土地改良事業 4. 土地改良区の指導 5. 用地買収・物件補償契約 6. 多面的機能支払交付金
地域整備課	1. 農業生産基盤整備 2. 農村環境の整備・保全

(4) 業務内容

総務課 ● 人事、服務 ● 予算、決算 ● 入札、契約	● みどりの食料システム法に基づく認定 ● 環境保全型農業直接支払 ● 畜産環境保全総合対策事業 ● 農薬の適正使用 ● 食品の表示、食糧法 ● 食育の推進 ● 都市農村交流（直売所等） ● 6次産業化関連事業 ● 輸出促進対策（災害への危機管理強化） ● 農業災害 ● 急性悪性家畜伝染病の防疫対策	指導管理課 ● 新規事業希望地区の調査・計画 ● 農地・農業用施設の災害復旧事業 ● 土地改良施設の財産処分 ● 土地改良施設維持管理適正化事業の指導 ● 土地改良区の指導 ● 用地買収・物件補償 ● 土地改良法の手続き事務 ● 市・土地改良区等が行う土地改良事業の指導 ● 土地改良事業に係る諸調査 ● 多面的機能支払交付金 ● 国営土地改良事業の協議・調整
企画振興課 （担い手育成・確保対策） ● 農業経営相談、新規就農支援窓口 ● 農業関係制度資金（農業の成長力強化） ● 地域計画 ● 農地中間管理事業 ● 機構集積協力金 ● 集落営農の推進 ● 農業振興地域整備計画 ● 農地転用許可 ● 国有農地の維持管理 ● 耕作放棄地解消対策 ● 農業経営基盤強化 ● 経営所得安定対策 ● 飼料用米拡大支援 ● 農産産地支援 ● 園芸産地整備支援 ● 園芸省エネルギー対策 ● 園芸用廃プラスチック適正処理対策 ● 畜産クラスター関連事業（都市農業の振興） ● G A P の推進 ● ちばエコ農業の推進	改良普及課 ● 経営体・担い手の育成・確保 ● 産地育成 ● 高度生産技術・知識の普及 ● 高品質・低コスト農業生産技術の普及 ● 新規就農の促進 ● 経営指導・相談 ● 地域農業の振興 ● 集落営農の推進 ● 男女共同参画の推進 ● 起業家の育成 ● 環境保全型農業の推進	地域整備課 ● 基幹水利施設ストックマネジメント事業 ● 防災施設ストックマネジメント事業 ● 基幹水利施設管理事業 ● 土地改良施設管理事業

2 地域の概要

東葛飾地域は、千葉県の北西部に位置し、北は利根川を挟んで茨城県、西は江戸川を挟んで東京都及び埼玉県に接しています。

市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市の9市で構成され、面積は539.6km²と県土の10.5%（地域整備課及び指導管理課の所管区域は、船橋市を除き白井市と印西市の一部を含む。）、人口は約283万人と県人口の約45%を占め、県内で最も都市化が進展している地域です。

東葛飾地域の農業は、大消費地に近い特性を生かし、高い生産性を維持しており、首都圏だけではなく地域の消費者へ高品質な農産物を供給する大きな役割を果たしています。

農業振興地域を指定している5市（市川市、船橋市、野田市、柏市、我孫子市）では、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき区域として、4,852haの農用地区域が指定されています。

また、市街化区域内においても、711haが生産緑地に指定され、活発な農業生産活動に加え、保水や緑地空間の提供など、多面的な機能を発揮しています。

このような中で、園芸農業を主力とした営農が行われています。

（人口：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局））

（農振農用地区域：R3 農地業務年報 農林水産部農地・農村振興課調べ）

（生産緑地：R4 県土整備部公園緑地課調べ）

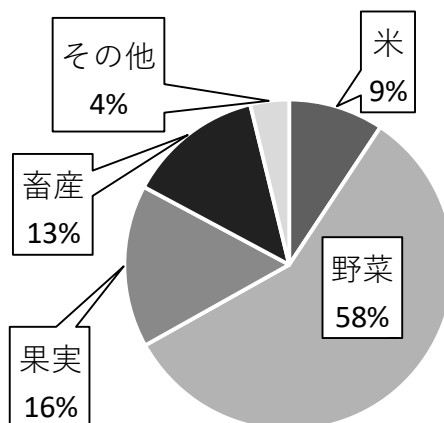
【参考】農業産出額（令和5年生産農業所得統計：農林水産省）

ア 東葛飾地域 296億円（県全体の7%）5位／県内10地域

令和5年東葛飾農業事務所管内農業産出額

（単位：億円）

	農業産出額	構成比
米	27.6	9%
野菜	170.5	58%
果実	47.1	16%
畜産	39.6	13%
その他	11.3	4%
計	296.1	100%



イ 東葛飾地域の県全体に占める割合

果実：44%（県下第1位）、野菜：13%（県下第4位）

(1) 耕地面積

東葛飾管内の耕地面積は 9,356ha（前年度比 44ha 減）で、内訳は田 3,742ha（約 40%。前年度比 30ha 減）、畑 5,612ha（約 60%。前年度比 8ha 減）となっています。1 経営体あたりの平均経営耕地面積は 1.66ha と、県下 10 地域の 9 位と生産規模は小さい状況です。

なお、耕地面積の約 5 割（4,852ha）が各市で定める農業振興地域整備計画の農用地区域に、約 1 割（711ha）が都市計画の市街化区域の生産緑地に指定されています。

（耕地面積：令和 6 年耕地面積統計）

（販売農家 1 戸当りの平均経営耕地面積：2020 年農林業センサス）

（農振農用地区域：R3 農地業務年報 農林水産部農地・農村振興課調べ）

（生産緑地：R4 県土整備部公園緑地課調べ）

(2) 農家戸数等

令和 2 年度時点の管内の総農家数は 5,706 戸であり、このうち販売農家は 3,520 戸で、5 年前に比べ 827 戸（約 19.0%）減少しました。

また、主業農家（経営体）は 1,093 戸（約 30%）、準主業農家（経営体）は 814 戸（約 23%）、副業的農家（経営体）1,687 戸（約 47%）となっています。

なお、主業農家（経営体）の割合は約 30.4%で、県平均の約 26.4%と比べて高くなっています。

（農家戸数：2020 年農林業センサス）

(3) 農業従事者

基幹的農業従事者数（過去 1 年間の状態が主に自営農業であった者）は、6,728 人で 5 年前に比べ 1,560 人（18.8%）減少しました。

また、新規就農者は、毎年 30 名から 40 名ほど確保されています。

（農業従事者：2020 年農林業センサス）

（新規就農者：R6 年千葉県新規就農者実態調査）

(4) 管内の基盤整備状況

当管内の水田は、主として利根川及び江戸川に沿った低平地及び手賀沼周辺に展開しています。区画整備された水田は、農振農用地区域内の水田面積の 9 割以上を占めていますが、小さな区画や湿田が残る地域もあります。基幹的用・排水施設も一定の整備がなされていますが、手賀沼周辺地域の用排水施設などでは、老朽化が進行しています。

3 事業概要

(1) 企画振興課

ア 次世代を担う人材の確保・育成

(ア) 次世代の都市農業を支える新たな人材の確保・定着

a 就農準備資金・経営開始資金（旧農業次世代人材投資事業含む）

就農準備期間及び就農直後の認定新規就農者等に対し、資金を交付することで、所得の確保や就農定着を図ります。

【経営開始資金（旧経営開始型含む）実施予定地区】

野田市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、船橋市

b 経営発展支援事業

(a) 通常枠

新たに農業経営を開始する認定新規就農者等に対し、就農後の経営発展のために機械・施設等の導入を支援します。

(b) 地域計画早期実現支援枠

将来の農地の受け手となる新規就農者等に対し、農業用機械・施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効利用に向けた取組、法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、農業用機械・施設等の導入を支援します。

c 青年等就農資金（※（イ）cも参照）

将来、効率的・安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就農を促進するため、認定新規就農者に対し、その計画の達成のために必要となる長期資金を無利子で融資するものです。

d 農業経営相談・新規就農支援窓口の設置

生産者や新規就農者等に対し、経営・技術・各種補助事業・融資等に関するアドバイスをを行う窓口を設置しています。

【参考】R6実績 新規就農者 30名 新規就農相談件数 17件

e ちば新農業人サポート連携会議

農業を志す者（非農家の就農希望者や農家の後継者等）が地域農業の担い手として就農・定着するよう支援するため、市等の関係機関が連絡会議を開催し、関係機関の連携を図ります。

【関係市：市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市】

(イ) 経営感覚に優れた担い手の育成

a 農地利用効率化等支援交付金（国庫）

地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を作成し、その実現に向けて、生産の効率化に取り組む中心的経営体等が、融資機関からの融資（プロジェクト融資）を活用して農業用機械・施設の導入を行う場合に、融資残の自己負担部分に助成します。

b 担い手確保・経営強化支援事業

「総合的な TPP 等関連政策大綱」に即し、担い手の育成・確保の取組と農地の集積・集約化の取組を一体的かつ積極的に推進する地域において、地域の担い手が農産物の輸出の取組や将来の輸出の取組に向けた低コスト化、品目転換及び規模拡大など意欲的な取組により農業経営の発展に取り組む際に必要となる農業用機械・施設の導入等について支援します。

c 農業制度資金（農業近代化資金、農業改良資金等）

生産基盤の整備や農業経営の拡大など農業の健全な発展を図るため、制度資金の利子補給・審査等を行います（無利子を含む）。

d 農業雇用条件改善推進事業（県単）

本県農業の雇用労働力の安定的確保と経営規模の拡大を促進するため、農業者が就業規則の制定や労働保険の加入など雇用条件の改善に取り組んだ上で新たな雇用をした場合に補助金を交付します。

イ 農林業の成長力の強化

(ア) 担い手への農地利用集積の推進集約化の推進

高齢化や人口減少の加速化に対応するため、地域農業の将来像である「人・農地プラン」を策定してきました。令和5年度からはプランを更に具体化し、地域での協議に基づく目標地図を加えた「地域計画」の作成が法定化され、人・農地プランが実質化された地区や農振農用地域を中心として計画策定を推進します。

地域計画策定状況（令和7年3月末現在）

市町村名	地域計画の進捗状況	7年度末 策定見込数	協議の場の予定地区数
野田市	12/12 地区策定	全地区策定済	12 地区（一部は合同開催）
柏市	4/4 地区策定	全地区策定済	4 地区
我孫子市	7/10 地区策定	なし※	7 地区
市川市 船橋市 松戸市 流山市 鎌ヶ谷市	未策定	2 地区 1 地区 1 地区 1 地区 1 地区	2 地区 1 地区 1 地区※2 1 地区 1 地区

（※1：計画策定過程で求められる意見交換の場。※2 地区の状況により減少の可能性あり）

また、地域でまとまって中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）に農地を貸す地域には「機構集積協力金」、同プランに位置づけられた認定新規就農者（※）には「経営開始資金（旧農業次世代人材投資事業含む）」や「経営発展支援事業」、認定農業者（※）等には「農地利用効率化等支援交付金」などを活用した支援を行います。

（※注：認定農業者及び認定新規就農者は、各市の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に基づき認定されるものです。）

a 農地中間管理事業

農業振興地域において、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）が農地所有者と農業経営者の間に立って農地の貸借等を行い、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を推進します。

【参考】R6 実績：新規転貸 55.4ha（松戸市、野田市、柏市、我孫子市）

b 機構集積協力金（国庫）

地域でまとまって中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）に農地を貸す地域には地域集積協力金を、機構に農地を貸した方には経営転換協力金を、市を通じて支援します。

c 集落営農加速化事業（県単）

高齢化等による担い手不足により、生産力の低下や耕作放棄地の増加が課題となっています。本事業では、これら個々の農家では解決が難しい課題に対して、重点地域を設定し集落の合意に基づいた、地域農業活性化に向けた取組を支援します。

【実施予定地区：野田市、我孫子市】

（イ）農地管理対策と荒廃農地対策の推進

a 農地管理対策

「農業振興地域の整備に関する法律」及び「農地法」に基づき、農地の農業上の利用と農業以外の利用との調整を行い、優良農地の確保、農業環境の保全、土地の有効利用を図ります。

① 農業振興地域整備計画の変更協議

【関係市：市川市、船橋市、野田市、柏市、我孫子市】

② 農地法第4条、第5条許可（2ha以下）

③ 国有農地の保全管理

b 荒廃農地対策

農業委員会は、「農地法」に基づき、毎年1回全農地の利用状況を調査しています。管内の調査結果を取りまとめ、必要に応じて現地調査を行います。

(ウ) 高収益化・省力化の推進

a 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業（県単）

都市農業地域を対象に生産力の強化拡大を図るため、産地自らが新たな産地戦略を構築して、高品質で安定的な生産販売体制を展開することを支援し、多様な消費者ニーズに的確に対応できる産地整備に向け、園芸栽培施設等整備を助成します。

【実施予定地区：船橋市、野田市、柏市、鎌ヶ谷市】

	R6実績			R7計画		
施設	10件	11171.7㎡	ハウス	4件	4400㎡	ハウス
機械 (ハウス設備 除く)	26件	37台	調製機等	16件	21台	防除機等

【参考】補助事業等を活用した園芸施設ハウス導入面積：

R6実績 8,753.7㎡、R7予定 4,400㎡

b スマート農業技術高度化産地支援事業（国庫）

園芸産地の生産力強化を図るため、スマート農業機器を導入した施設園芸農家に対し、コンサルタントの活用等に係る経費を支援します。

【参考】スマート農業技術の導入件数（累計）：R6実績（累計）112件

c スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業

スマート農業技術の現場導入と生産・流通・販売方式の転換のため、農作業の受託を受けてサービスを提供する事業体への機械導入支援、サービス事業体の立ち上げを支援します。

d 農産産地支援事業（県単）

米・麦・大豆の土地利用型作物や落花生・いも類等の特産作物について、米の需給調整の推進と併せて、消費者ニーズに応えようとする個性的な産地確立に取り組む営農集団等が行う農業機械・施設等の導入整備を支援する。

また、令和6年度から新たに、需要増が見込まれる輸出用米及び米粉用米の作付拡大を図るため、生産の省力・低コスト化に必要な機械の導入を支援する。

e 強い農業づくり総合支援交付金（国庫）

消費者・実需者のニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展状況に応じて必要となる集出荷施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。

課題となっている産地としての持続性を確保し、収益力を向上するための取組の推進、効率的な市場流通システムの確立等に取り組むとともに、農業における新たな付加価値の創出に向けた環境の整備を通じ、次世代型の農業支援サービス事業の定着促進等に対処するための産地の基幹施設や食品流通拠点施設の整備及び先駆的な生産事業に係るモデル的な取組等を支援します。

f 産地生産基盤パワーアップ事業（国庫）

「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹・茶・花き等の産地の創意工夫による地域の強みを活かしたイノベーションの取組やスマート農業の活用を支援するとともに、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取組や園芸作物等の生産基盤の強化を図るための取組、国産農産物のシェア拡大に資する取組を総合的に支援します。

g 新基本計画実装・農業構造転換支援事業（国庫）

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の再編集約・合理化を支援します。

(エ) 水田農業部門

a 経営所得安定対策（国庫）

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るための麦・大豆・飼料用米・米粉用米等の戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金を実施しています。

b 飼料用米等拡大支援事業（県単）

水田で飼料用米等の転作作物の作付けの団地化やブロックローテーションなどの、より効率的な生産の取組に対して助成を行い、農業経営の安定と、国内生産力の確保及び食料自給率の向上を図ります。

【実施予定地区：船橋市、野田市、柏市、流山市、我孫子市】

c 農産産地支援事業（県単）（※再掲：イ（ウ）c参照）

- d 強い農業づくり総合支援交付金（国庫）（※再掲：イ（ウ）c 参照）
- e 産地生産基盤パワーアップ事業（国庫）（※再掲：イ（ウ）c 参照）
- f 新基本計画実装・農業構造転換支援事業（国庫）（※再掲：イ（ウ）c 参照）
- g スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業（国庫）（※再掲：イ（ウ）g 参照）

（オ）園芸部門

- a 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業（県単）
（※再掲：イ（ウ）a 参照）

- b 施設園芸等燃料価格高騰対策（国庫）

燃料価格の急上昇の影響を緩和する仕組みを構築することにより、経営の安定と作物の安定供給を図ります。

- c 園芸用廃プラスチック処理対策推進事業（県単）

塩化ビニールフィルム、ポリエチレンフィルム等、園芸用廃プラスチックの適正処理を図り、農村環境の保全と園芸農業の健全な発展を支援します。

【関係市：市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市】

- d ちばの園芸高温対策緊急支援事業（県単）

夏季の気温が急速に上昇し、県内の園芸作物に被害が出ている状況を踏まえ、「かん水」、「換気・空気冷却」及び「遮光・遮熱」による対策に取り組む農業者が、必要な機械・装置等を導入するための経費を支援します。

（カ）畜産部門

- a 畜産クラスター関連事業（国庫）

畜産クラスター計画において中心的経営体として位置づけられた畜産農家に対して、収益力向上に向けた施設整備等を支援し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現します。

【関係市：船橋市、野田市、柏市】

- b 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（楽酪 GO 事業）

将来にわたる安定的な酪農の発展のために、酪農を営む者の労働負担軽減に向けた機械装置の導入や施設整備等に必要な経費を助成します。

（キ）有害鳥獣等被害防止対策の推進

当管内における農作物被害は、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、カラス等

の小型獣や鳥類によるものが中心です。また、近年イノシシの目撃情報、捕獲情報で増加しており、被害防止に向けた対策の検討を行って行きます。今後とも、関係機関と連携し、被害防止対策に取り組めます。

ウ 地域の特色を生かした都市農業の振興

(ア) 市民の信頼が得られる安全・安心な農業の推進

a 農業生産工程管理（GAP）の推進

GAPとは、農業において、食品安全・環境保全・労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組です。GAPに取り組むことで、その農場は適正に管理されることとなり、農業におけるリスク管理や経営の効率化につながります。市・JA等と連携し、研修会の開催、農場点検、改善指導等を実施し、生産者及び産地におけるGAPの取組を推進します。

【参考】GAP取組産地数：R7 新規予定1産地（管内累計4産地）

b 環境にやさしい農業推進事業

農業の持続的な発展に向けて、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷をできる限り低減する「環境にやさしい農業」に取り組む生産者に対して、技術の導入に必要となる機械・施設や資材の導入・整備に係る経費を支援します。

c 「ちばエコ農業」の推進

農業の自然環境に与える負荷を軽減し、消費者の安全・安心へのニーズに応えるため、化学合成農薬や化学肥料を通常の半分以下に減らして栽培を行う栽培計画を登録し、この計画に基づき栽培された農産物を「ちばエコ農産物」として認証します。

d 「みどりの食料システム法」に基づく、「環境負荷低減事業活動」を推進

環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、農林漁業・食品産業の持続的な発展等に結びつけるため「みどりの食料システム法」が令和4年7月に施行され、県は市町村と共同で、「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を令和5年3月に策定したところです。

令和5年度には農業者が「環境負荷低減事業活動実施計画」を作成し、知事の認定を受ける制度が開始されています。

e 環境保全型農業直接支払交付金（国庫）

化学肥料や化学合成農薬の低減とカバークロップの作付けなどの組合せて環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者を対象に支援を実施します。

【関係市：野田市、柏市、我孫子市】

f 畜産環境保全総合対策推進事業（県単）

地域における家畜排せつ物の適正処理及び耕畜連携による堆肥の利用促進を図るため、地域協議会の開催、処理利用の実態調査、農家の巡回指導等を行います。

g 農薬の適正使用の推進

農薬使用者への立入検査を実施し、法の遵守を周知徹底するとともに、農薬の安全かつ適正な使用の推進を図ります。

h 適正な品質表示の推進等

「食品表示法」及び「米トレーサビリティ法」に定める原産地表示など食品表示の適正化を図り、消費者が安全で安心な農林水産物を適切に選択できるよう事業者への巡回調査等を実施します。また「食糧法」で定める用途限定米穀の生産流通の適正化を図ります。

- ① 食品の表示についての相談
- ② 販売店・外食店等への巡回調査
- ③ 用途限定米穀生産者への立入検査

i 農産物検査に関する事務

米、麦、大豆等の商品の規格化を行う農産物検査の信頼性・公平性が確保されるよう、登録検査機関及び事業者への巡回立入調査、疑義案件に対する立入調査、報告徴収など、適切な検査実施のための指導監督を行います。

(イ) 都市農業への理解の醸成

a ちば食育活動促進事業

食に対する適切な判断力を養成する「食育活動」の推進を図るため、「市町村食育推進計画」の策定を支援するとともに、研修会の開催、食育ボランティアの育成・登録などを、農林・健康・教育の各機関連携のもとに推進します。

【参考】市食育推進計画の計画的な更新：R6 予定1市

b 都市農業をめぐる制度の周知

都市農業振興基本法や改正された生産緑地法など、都市をめぐる新たな制度について、関係機関と連携して周知し、都市農地の保全を図ります。

市民農園開設希望者に対して関係機関と連携して特定農地貸付法等の手続き

が適切に行われるよう支援します。

c 都市農村交流対策

東葛飾地域の地域資源を活用したグリーン・ブルーツーリズム活動等を支援し、都市住民と農村（生産者）との交流による農林業の振興と活性化を図ります。

(ウ) 立地を生かした販売の促進

a 農業経営多角化支援事業(県単)

認定農業者や生産加工組織等が、生産から加工・販売流通までの一体的な取組に必要な加工機械・施設等の整備又は、農産物生産に必要な機械・施設等の整備に対して支援を行い、経営の多角化による経営改善を引き続きフォローアップします。

b 農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）（国庫）

（旧千葉県6次産業化ネットワーク活動事業）

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組について、新商品の開発や加工施設の整備等を支援します。

エ 災害等への危機管理強化

(ア) 自然災害の被害に備えた農業の推進

a 「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業（県単）

（※再掲：イ（ウ）a 参照）

b 園芸産地における事業継続強化対策

自然災害発生にあらかじめ備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画の策定や事業継続計画の実行に必要な体制整備及び事業継続計画の実践に必要な取組を支援します。

c 気象災害に強い果樹産地の育成事業

令和4年に県北西部を中心とした降雹被害により、ナシを中心に大きな被害が発生したことから、令和4年度から6年度までの3年間、なし棚の整備等と併せた多目的防災網の整備を促進しました。令和7年度から9年度は「果樹産地強靱化支援事業」として多目的防災網の更新等、再整備を促進します。

(イ) 家畜伝染病に対する防疫体制の整備・強化

a 急性悪性家畜伝染病の防疫対策（家畜衛生指導総合推進事業）

「口蹄疫」、「高病原性鳥インフルエンザ」、「豚熱」等の急性悪性家畜伝染病発生時において、病原体の拡散防止のため迅速に対応し、関係機関との連携強化及び速やかな情報提供等を行います。

(2) 改良普及課

ア 次世代の都市農業を支える新たな担い手の育成

(ア) 青年農業者の育成支援

就農間もない農業者に対して3年間の体系的な研修である農業経営体育成セミナーを実施し、生産技術及び経営者能力の向上、青年農業者のネットワークづくりを支援します。

また、各地域の農業青年クラブ（4Hクラブ）等が行う組織活動への支援を通じて、地域農業のリーダーとなるべき人材を育成します。

<力強い担い手育成事業>（国庫）

(イ) 地域農業のけん引役となる経営体の育成

就農定着後の青年農業者等を対象に青年農業者等スキルアップ研修を開催し、生産技術向上や販売力強化などを重点的に支援します。

<力強い担い手育成事業>（国庫）

(ウ) 就農啓発の実施

将来の就農を促し農業の担い手を確保するため、管内にある農業関連学校の生徒を対象に研修会を開催し、地域農業に対する理解を深めます。

<ちば新農業人サポート事業>（県単）

(エ) 新規参入者の交流促進

就農5年目までの新規参入者を対象に、相互の交流・実践的な農業経営技術の習得を支援し、地域の担い手としての定着を図ります。

<ちば新農業人サポート事業>（県単）

イ 未来を担う担い手の確保と育成

(ア) 都市農業発展の核となる女性農業経営者の育成

「第5次千葉県男女共同参画計画」に基づき、女性の農業経営及び社会へ

の参画を推進します。また、これからの都市農業を担う女性農業者を育成するため、知識・技術の習得及び交流の場づくりを進めます。

＜アグリウーマンイノベーション事業＞（県単）

ウ 都市農業の立地を生かした園芸産地の振興

（ア）都市農業の立地を生かした野菜産地の振興

ねぎの栽培技術向上や経営規模拡大の支援、新規栽培者の確保等により、ねぎを経営の基幹品目とした地域の中核となる露地野菜経営体を育成し、野菜産地の振興を図ります。

＜普及活動強化推進事業＞（国庫）

（イ）都市農業の立地を生かした果樹産地の振興

日本なしの老木樹の計画的な改植及び早期成園化を推進、省力化技術や雇用労力の導入、園地貸借の推進や新規就農者の確保・育成、花粉の自家生産体制構築支援に取り組み、個々の経営改善と産地の振興を図ります。

＜普及活動強化推進事業＞（国庫）

エ 将来に繋がる水田農業の展開

（ア）水稻の規模拡大と効率的かつ安定的な水田営農体制の整備

農地の集積・集約化や計画的な機械・施設の整備、雇用導入支援等により、担い手となる経営体の規模拡大を推進します。併せてスマート農業や低コスト・省力化技術、収量安定確保技術の導入を進め、効率的かつ安定的な水稻経営の実現を目指します。

＜普及活動強化推進事業＞（国庫）

オ 持続可能な農業の環境づくり

（ア）経営改善に取り組む花き生産者の育成

個々の経営目標に合わせて生産管理技術の向上、商品開発、販売方法確立等の支援を行い、花き経営の改善を図ります。

＜普及活動強化推進事業＞（国庫）

（イ）経営管理能力の強化と労働負担軽減による畜産経営の生産性向上

後継者世代の経営管理能力の強化を図るとともに、外部労力の確保、省力化、後継牛確保、飼養・衛生管理の改善により生産性の向上を推進します。

また、飼料の安定的な確保に向けて自給飼料の活用や地域内での飼料生産を進めます。

＜普及活動強化推進事業＞（国庫）

(3) 指導管理課

ア 主な業務

(ア) 土地改良事業の計画（農業農村整備事業）

農業農村整備事業は、「農業生産基盤の整備」、「農村の生活環境整備」、「農地の保全管理」の3つに分類され、各種の社会資本を整備、保全する事業です。

「農業生産基盤整備」は、農業用排水施設の整備、ほ場の整備等を行うことであり、「農村の生活環境整備」は、生活の場である農村を豊かで住み良い環境とするため、農道、農業集落排水施設等の整備を行うことをいいます。さらに「農地の保全管理」は、農地の防災・保全や土地改良施設の維持管理を行うものです。

このように農業農村整備事業の効果は、農業生産から生活環境、さらには地域の防災など広範かつ多岐に及んでおり、農業者だけでなく地域住民全体の地域作り、ひいては、国づくりのために極めて重要な役割を担っています。

(イ) 基幹施設の管理

国営手賀沼干拓土地改良事業（昭和21～42年）で造成された排水機場及び干拓堤防は、農業生産に大きな役割を果たすと共に、手賀沼周辺の広範な地域の排水管理を担う極めて重要な社会資本です。

このため、県は国から管理を委託され、県条例によって管理を行っています。

(ウ) 土地改良区の指導

土地改良区は土地改良事業を行う区域の農家を組合員とし、土地改良法に基づいて知事の認可により設立される法人です。土地改良事業の推進や、事業により造成された土地改良施設の維持管理を行います。

当管内には現在9の土地改良区があり、特に農業用排水路や排水機場の管理については、農地のみならず、住宅地や道路など地域全体から流出する排水を処理するという重要な役割を担っています。

このような土地改良区の業務や運営が適切になされるための指導や、新た

に団体営土地改良事業を実施する際の支援を行っています。

(エ) 新規事業地区の調査・計画

国営総合農地防災事業手賀沼地区の関連事業をはじめ、新たに事業化を予定している地区について、基礎調査や事業計画の策定等を行います。

(オ) 団体営事業の実施に係る事務及び技術的支援等

管内の市や土地改良区が取り組む団体営事業について、国への経由事務や補助金の交付、必要に応じて技術的支援や指導等を行います。

(カ) 農地農業用施設災害復旧事業の実施における申請手続きの支援等

台風や地震等により農地・農業用施設（農業用水路や農道等）が被災した場合に、被災前の形に復旧する国庫補助事業を活用するための事務手続きを支援します。

(キ) 国営総合農地防災事業「手賀沼地区」

千葉県船橋市、松戸市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、印西市及び白井市にまたがる約 3,800ha の農業地帯において、機能が低下した農業水利施設の改修と耐震化を目的として実施中の国営総合農地防災事業「手賀沼地区」における円滑な進捗に向けた協議・調整を行っています。

(ク) 多面的機能支払交付金

農地維持支払では、農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等基礎的保全活動に対して、資源向上支払では、水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動、多面的機能の増進を図る活動等地域資源の質的向上を図る共同活動に対して活動組織に交付します。

(ケ) 農地耕作条件改善事業

すでに基盤整備されている地区等において、区画拡大や簡易な用排水整備を実施することで、農地中間管理機構による担い手への農地集積を促進します。

(4) 地域整備課

ア 主な業務

(ア) 基幹水利施設ストックマネジメント事業 東葛北部Ⅱ期地区

桐ヶ作揚排水機場及び木間ヶ瀬揚水機場は造成後 35 年以上が経過し、揚排水ポンプ、電気設備を中心に劣化が進んでいます。このまま放置すると、機能低下が進み、用水不足、排水機能の低下により、農業経営の安定に支障をきたすことが予想されます。このため、本事業により、機能保全計画に基づき早急に長寿命化対策を実施することで維持管理費の削減等を図るものです。

(イ) 防災施設ストックマネジメント事業 利根Ⅱ期地区、出洲地区

県営事業で造成された基幹的な防災施設の長寿命化を目的とした対策を行う事業です。

- a 利根Ⅱ期地区は、柏市及び我孫子市にまたがる田中調節池を含む 2,542.9ha の排水を担う排水施設です。また、対象施設は昭和 24 年度に完了した国営代行開墾事業により設置され、その後、県営ほ場整備事業（昭和 44～平成元年）、県営湛水防除事業（昭和 59～平成 9 年）により更新設置されましたが、老朽化により護岸の崩落や管理橋の使用不能による排水機場の運転不可が危惧されており、本事業により排水機能の維持を図るものです。
- b 出洲地区は、出洲排水機場の造成後 50 年余りが経過し、経年による劣化が著しい状況であり、このまま機能低下が進むと排水機場の使用が困難になることが予想されることから、長寿命化対策を行うものです。

(ウ) 基幹水利施設管理事業・土地改良施設管理事業 手賀沼地区

国営手賀沼干拓土地改良事業によって造成された手賀排水機場及び手賀第 2 排水機場等の維持管理を行います。

手賀排水機場は、洪水時に手賀沼流域から流出される排水を、手賀沼を経由して利根川に排水する施設であり、手賀沼周辺の農地のみならず、手賀沼流域の地域社会にとっても重要な施設です。また、手賀第 2 排水機場は手賀川の水位より低い干拓農地の排水を担っています。

【参考】

東葛飾地域農林業振興方針の目標

「千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～」並びに「千葉県農林水産業振興計画（令和 4 年度～令和 7 年度）」に掲げる次の目標を「東葛飾地域農林業振興方針（令和 4 年度～令和 7 年度）」の目標とし、農林業者の所得向上を図ります。

項目(行政活動目標)	現状 (令和 2 年度)	目標 (令和 7 年度)
【次世代を担う人材の確保・育成】 新規就農者数(累積) 農業経営体育成セミナー修了生(累積) 次世代女性農業者の育成によるパートナーシップ型モデル経営体の育成	33 名 11 名 -	233 名 86 名 6 戸
【農林業の成長力の強化】 人・農地プランの実質化数 担い手への農地利用集積率 スマート農業技術の導入件数(累計) 補助事業等を活用した園芸施設導入面積(累計) 経営改善計画に基づいた施設改善・新規設備の導入経営体(花き) 東葛飾地域酪農経営体1戸当たりの年間生乳生産量 長寿命化対策を行った農業水利施設の延長(令和 3 年度以降の長寿命化 延長)	12 地区 26.7% 59 件 39,486m ² - 348,648kg/年 365m	26 地区 51% 80 件 70,000m ² 6 戸 357,700kg/年 4,620m
【地域の特色を生かした都市農業の振興】 GAP手法により農薬の使用・管理等に取り組む農業者数(累計) GAP取組産地数 農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため農業者等が共同で取組む活動面積(累計) 市食育推進計画の計画的な更新	24 名 一産地 1,378ha 8 市	65 名 4 産地 1,378ha 9 市
項目(基本施策の行政活動目標)	現状 (令和 2 年度)	目標 (令和 7 年度)
【森林・林業】 新たに森林整備に取り組む講習会参加者数 森林環境譲与税を活用した木材利用に取り組む市数(累計) 企業や団体等による森林整備面積	11 名 2 市 14.70ha	11 名 4 市 16ha

項目(重点施策の数値目標)	現状 (令和 2 年度)	目標 (令和 7 年度)
(1)次世代の都市農業を支える新たな担い手の育成 50 歳未満の認定新規就農者数(累計) 家族経営協定の共同申請を活用した 50 歳未満の認定農業者数(累計)	36 名 3 名	161 名 53 名

(2)都市農業の立地を生かした園芸産地の振興 日本なし改植面積(累計) ねぎ生産面積 60a 以上の経営体 主要なねぎ生産者における生産量	87ha 24 戸 1,800t	187ha 38 戸 1,900t
(3)将来に繋がる水田農業の展開 大規模水稻経営体(10ha 以上)12 戸の経営面積の拡大(合計経営面積)	434ha	490ha
(4)森林環境譲与税を活用した市町村間の広域連携による森林整備等の推進 森林環境譲与税を活用した市町村間の広域連携による森林整備等に取り組む市数(累計)	—	3 市